

第7回がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会

議事次第

日 時:平成 29 年 9 月 4 日(月)16:00-18:00

場 所:航空会館 5 階 501~502 会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1)がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針の改正について
- (2)循環器疾患の患者に対する緩和ケア提供体制のあり方に関するワーキンググループについて
- (3)その他

【資 料】

- 資料1 がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針の改正について(案)
- 資料2 がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針(案)
- 資料3 がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針(案)新旧対照表
- 資料4 「循環器疾患の患者に対する緩和ケア提供体制のあり方に関するワーキンググループ」開催要綱
- 資料5 「循環器疾患の患者に対する緩和ケア提供体制のあり方に関するワーキンググループ」予定
- 資料6 緩和ケアの更なる推進について今後検討すべき課題について

- 参考資料1 「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会」開催要綱
- 参考資料2 第3期がん対策推進基本計画案(案)(緩和ケア関連抜粋)
- 参考資料3 がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会における議論の整理(緩和ケア研修会関連抜粋)
- 参考資料4 がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針
- 参考資料5 医学教育モデル・コア・カリキュラム、医師国家試験出題基準及び医師臨床研修制度における緩和ケアの規定等について
- 参考資料6 平成 28 年度厚生労働省委託 がん医療に携わる看護師に対する地域緩和ケア等研修事業(川本構成員提出資料)

本検討会においては、がん等における緩和ケアの提供体制について、俯瞰的かつ戦略的な対策等を検討する。

(1) 下記ア～ウに関する具体的な対策

- ア. がん診療を担う医療機関における緩和ケア提供体制のあり方
- イ. すべての医療従事者が基本的な緩和ケアを身につけるための方策
- ウ. 循環器疾患の患者に対する緩和ケア提供体制のあり方

(2) 緩和ケアの充実に向けたその他の具体的な対策

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会 開催指針の改正について(案)

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

1

2

がん対策基本法の一部を改正する法律の概要

(平成28年12月9日成立、12月16日公布・施行)

6. 基本的施策の拡充

第6回がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会資料2(29.6.21)より一部改定

- (1)がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発等(第13条)
- (2)がんの早期発見の推進(第14条)
- ①がん検診によってがん罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を明記
- ②がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努力
- (3)緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成(第15条)**
- (4)がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正(第17条)**
- ①がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断時から適切に提供されるようにすること
- ②がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること
- ③がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を明記
- (5)がん登録等の取組の推進(第18条)
- (6)研究の推進等に係る規定の改正(第19条)
- ①がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項を追加
- ②罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進についての必要な配慮を追加
- ③がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備に必要な施策を明記
- (7)がん患者の雇用の継続等(第20条)
- (8)がん患者における学習と治療との両立(第21条)
- (9)民間団体の活動に対する支援(第22条)
- (10)がんに関する教育の推進(第23条)

3

がん対策基本法(平成28年12月改正・施行)

第三章 基本的施策

第二節 がん医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法、緩和ケア(がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。第十七条において同じ。)のうち医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十七条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること、がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活(これに係るその家族の生活を含む。以下この条において同じ。)の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

4

第3期がん対策推進基本計画案(案)における緩和ケア研修会に関する記載

(取り組むべき施策)

国及び拠点病院等は、拠点病院等以外の医療機関を対象として、研修会の受講状況を把握すること、積極的に受講勧奨を行うことを通じて、基本的な緩和ケアを実践できる人材の育成に取り組む。また、**国は、チーム医療の観点から、看護師、薬剤師等の医療従事者が受講可能となるよう、研修会の内容・体制を検討する。**

国は、拠点病院等以外の医療機関においても緩和ケアが実施されるよう、患者の視点を取り入れつつ、地域の実情に応じて、研修会の内容や実施方法を充実させる。また、**主治医が自ら緩和ケアを実施する場合の方法、緩和ケアチームへのつなぎ方、コミュニケーションスキル等、研修会の内容の充実を図る。**研修会の評価指標については、修了者数や受講率のみならず、患者が専門的な緩和ケアを利用することができた割合等について調査を行った上で、達成すべき目標を明確にする。

国は、関係団体の協力の下に、拠点病院等における研修会の開催にかかる負担や受講者にかかる負担を軽減するため、**座学部分はe-learningを導入すること、1日の集合研修に変更すること等、研修会の実施形式についての見直しを行う。**また、**がん患者の家族、遺族等に対するグリーフケアの提供に必要な研修プログラムを策定し、緩和ケア研修等の内容に追加する。**

国は、卒後2年目までの医師が基本的な緩和ケアを習得するための方法について検討する。また、拠点病院等において、卒後2年目までの全ての医師が、緩和ケア研修会を受講するよう、拠点病院等の整備指針を見直す等、必要な施策を実施する。

第68回がん対策推進協議会
資料3より抜粋(29.6.2)

5

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会

- 緩和ケア研修会の質の確保を図り、がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、**がんと診断された時から適切に緩和ケアが提供されるようにすること**を目的とし、緩和ケア研修会を実施している。
- 平成29年度までに、がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得することを目標

○背景

「がん対策推進基本計画(平成24年6月閣議決定)」において、「**がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得することが目標**として掲げられていることを踏まえ、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会を実施する。

○目的

がんと診断された時から痛みをはじめとした、がんによる苦痛に対する緩和ケアの知識、技能、態度を習得し、実践できることを目的とする。

○概要

- 「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(厚生労働省健康局長通知)に基づいて実施。
- 実施主体 がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院 等
- 対象 がん診療に携わる全ての医師・歯科医師。なお、その他の医療従事者の参加は妨げない。
- 特にがん診療連携拠点病院では、自施設のがん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を修了することを目標とする。

○実績

緩和ケア研修会の修了者数:平成29年7月末時点において、101,019名の医師が修了。

○主な内容

緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていることとされている。
①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について、②呼吸困難・消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケア、③不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケア、④がん患者の療養場所の選択、⑤地域における医療連携、⑥在宅における緩和ケアの実践について 等

6

「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会」 修了証書の交付枚数の推移(累積)

(累積交付枚数)



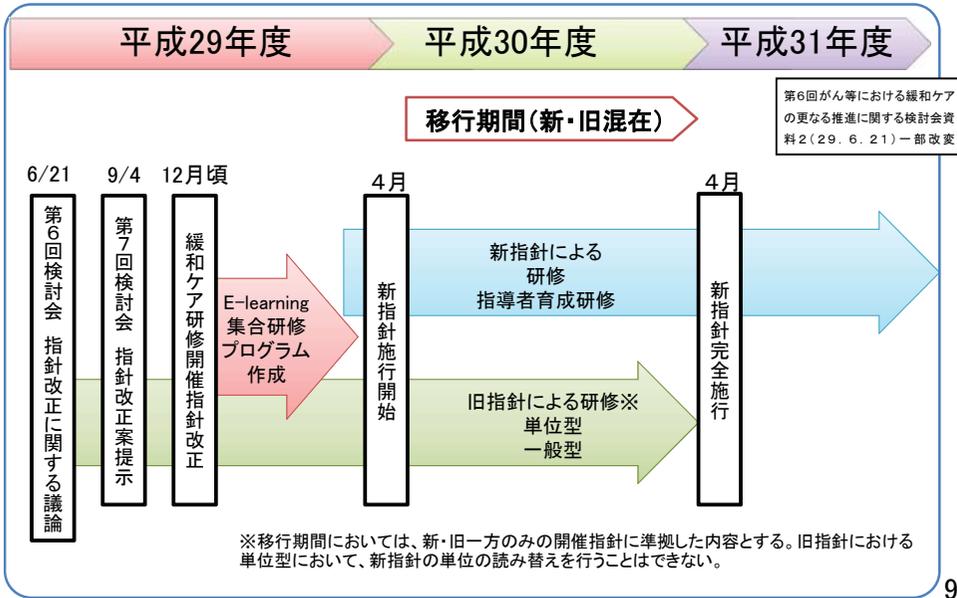
7

緩和ケア研修会開催指針の改正理由

- 受講率向上に向けて、研修形式を医師が受講しやすい研修会に変更する
- 病院の開催負担や受講者の負担を軽減する
- 拠点病院以外の病院を対象として、人材育成に取り組む
- 様々なレベルの参加者に対応する
- 患者の視点を取り入れつつ、地域の実情に応じた充実を行う
- がん以外の診療を行う医療従事者に対しても実施できる
- 基本的な緩和ケアにおける知識の継続研修を行う

がん等における緩和ケアのさらなる推進に関する検討会における議論の整理(平成28年12月)より抜粋

8



主な変更点(案)概要①

現・指針		新・指針
がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針	表題	がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針
がん対策推進基本計画の改正に伴う変更	趣旨	がん対策基本法の改正に伴う変更
集合研修のみ	研修会の構造	e-learning+集合研修
がん診療に携わる全ての医師	研修対象者	がん等の診療に携わる全ての医師 これらの医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者
がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療拠点病院	全医師が受講すべき施設	がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療拠点病院、地域がん診療病院
なし	全医師が受講を望ましい施設	拠点病院等と連携する在宅療養支援診療所・病院及び緩和ケア病棟を有する病院
なし	e-learning管理責任者(新設)	e-learning管理責任者(新設)
研修会主催責任者・研修会企画責任者 研修会協力者	集合研修実施担当者	集合研修主催責任者・集合研修企画責任者 集合研修協力者・集合研修事務担当者
(緩和ケアのみ) 指導者研修会修了者	企画責任者	(緩和ケア・精神腫瘍学いずれかの) 指導者研修会修了者

主な変更点(案)概要②

現・指針		新・指針
2日間・12時間 (所定の場所のみで研修)	形式・要件	e-learning:時間規定なし (都合の良い時間・場所で研修が可能) 集合研修:5時間30分以上
拠点病院の開催促進 民間団体の開催支援 がん診療に携わる医師への広報に努めること	都道府県における役割	拠点病院の開催促進 民間団体の開催支援 がん等の診療に携わる医師等への広報 (特に拠点病院・それらと連携する医療施設等・緩和ケア病棟を有する施設)に努めなければならない
	継続研修	e-learningを利用するなどして継続的に習得していくよう努めること
研修会主催責任者は、修了証書を提出	修了証書の発行手順	集合研修事務担当者は、e-learning修了証書、(集合研修)修了証書を提出

主な変更点(案)e-learning①

現・指針(一般型*)	新・指針
必修科目:10科目(①-⑩) 選択科目:⑩(ア-オ)5項目から1科目以上を選択(実施主体が選択する)	必修科目:10科目(①-⑩) 選択科目:5科目(⑪-⑮)から2科目以上を選択(参加者が選択できる)
⑥ 患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと)	① 患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケア(がんと診断された時からの緩和ケアについての説明も含むこと)
① 苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について	② 苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和及び専門的な緩和ケアへのつなぎ方
② がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について(放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること)	③ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法(医療用麻薬に関する誤解を踏まえた上で、多様化する医療用麻薬の使用上の注意点、副作用やその対策への説明、医療用麻薬の提供における多職種役割、専門的な緩和ケア(緩和的放射線治療や神経ブロック等)への依頼の要点を含む)

主な変更点(案)e-learning②

現・指針(一般型)	新・指針
④ 呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて(治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含むこと)	④ 呼吸困難等の身体的苦痛に対する緩和ケア ⑤ 消化器症状等の身体的苦痛に対する緩和ケア(治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含むこと)
⑤ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケアについて	⑥ 不安、抑うつ等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア ⑦ せん妄等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア
⑥ がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)	⑧ がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーション(患者への悪い知らせの伝え方、がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定を支援することを含む)
⑨ がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実践について	⑨ がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実践について
なし	⑩ 人生の最終段階における支援(アドバンス・ケア・プランニング、家族の悲嘆や介護体験等への理解、看取りのケア、遺族に対するグリーフケアも学ぶことを含む)

13

主な変更点(案)e-learning③

現・指針(一般型)	新・指針
なし	⑪ がん以外に対する緩和ケア
⑩ア 身体的苦痛の緩和(倦怠感、食欲不振等)	⑫ 疼痛、呼吸困難、消化器症状以外の身体的苦痛に対する緩和ケア
⑩イ 精神心理的苦痛の緩和(不眠等)	⑬ 不安、抑うつ、せん妄以外の精神的苦痛に対する緩和ケア
なし	⑭ 緩和的放射線治療や神経ブロック等の専門的な緩和ケア
⑩ウ 社会的苦痛の緩和(就業や経済負担等)	⑮ 社会的苦痛に対する緩和ケア(就業者や経済的負担等)

14

主な変更点(案)集合研修①

現・指針(一般型)	新・指針
なし	① e-Learningで学習した内容の復習及び質問等:45分以上
③ がん疼痛についてのワークショップ:180分以上 ワークショップを実施するには次に掲げるものを含むこと。 ア グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方 イ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習(「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等)	② グループ演習による症例検討:180分以上 ア 身体的苦痛に対する症状緩和について(精神心理的苦痛、社会的苦痛への配慮を含む) イ 地域連携について(療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアを含む)

15

主な変更点(案)集合研修②

現・指針(一般型)	新・指針
⑧ がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ(ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習)(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと):90分以上	④ ロールプレイングによる演習:90分以上 ア がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーションについて(患者への悪い知らせを伝え方、がん等と診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定を支援することも含むこと)
⑩その他 オ がん体験者やケア提供者等からの講演	⑤ がん体験者やケア提供者等からの講演、又は集合研修の実施主体や実施主体と連携する施設等が取り組むがん患者等への支援について:15分以上

16

緩和ケア研修会開催指針 新旧対照表 (案)

新	旧
<p data-bbox="197 343 1055 375">がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針 (案)</p> <p data-bbox="152 438 264 470">1 趣旨</p> <p data-bbox="168 486 1117 997">平成 28 年 12 月、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）が改正され、新たに第 15 条において、国は、「緩和ケア（がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。第十七条において同じ。）のうち医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずる」こと、また、第 17 条において、国は、「がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること、医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することのために必要な施策を講ずる」ことが規定された。</p> <p data-bbox="168 1013 1117 1284">このため、がんその他の特定の疾病（以下「がん等」という。）と診断された時から適切に緩和ケアが提供されるよう、本指針では、がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会（以下「緩和ケア研修会」という。）に関する事項を定める。本指針は、緩和ケア研修会の質を確保し、がん等の診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアについて正しく理解し、緩和ケアに関する知識や技術、態度を修得することを目的とする。</p>	<p data-bbox="1234 343 1966 375">がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針</p> <p data-bbox="1122 438 1234 470">1 趣旨</p> <p data-bbox="1137 486 2085 853">本指針は、がん対策推進基本計画（平成 24 年 6 月閣議決定）において、「がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する」ことが目標として掲げられていることを踏まえ、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会（以下「緩和ケア研修会」という。）に関する事項を定めることにより、緩和ケア研修会の質の確保を図り、がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、がんと診断された時から適切に緩和ケアが提供されるようにすることを目的とするものである。</p>

<p>2 緩和ケア研修会</p> <p>緩和ケア研修会は、「e-learning」と「集合研修」で構成され、双方の修了をもって、緩和ケア研修会の修了とする。</p> <p>ここでいう「e-learning」とは、情報通信機器を利用して緩和ケアに関する知識をオンライン学習で修得することをいい、「集合研修」とは、e-learning 修了者が、e-learning を修了後2年以内に所定の場所に集合し、実地に活かせる知識や技術、態度を習得するために症例の検討等による演習と討論（以下「グループ演習」という。）やロールプレイングによる演習を含むワークショップのことをいう。</p>	<p>2 緩和ケア研修会</p> <p>緩和ケア研修会は、同一の研修会主催責任者により実施される同一の参加者を対象とした研修会（以下「一般型研修会」という。）又は異なる研修会主催責任者により実施される異なる参加者を対象とした単位制による研修会（以下「単位型研修会」という。）により実施されるものとする。</p>
<p>3 実施主体</p> <p>・ e-learning</p> <p>厚生労働省</p> <p>・ 集合研修</p> <p>(1) 定期的開催を行う実施主体</p> <p>①がん診療連携拠点病院</p> <p>②特定領域がん診療連携拠点病院</p> <p>(2) 定期的開催が望ましい実施主体</p> <p>①都道府県</p> <p>②地域がん診療病院</p> <p>③民間団体</p>	<p>3 実施主体</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 定期的開催を行う実施主体</p> <p>①がん診療連携拠点病院</p> <p>②特定領域がん診療連携拠点病院</p> <p>(2) 定期的開催が望ましい実施主体</p> <p>①都道府県</p> <p>②地域がん診療病院</p> <p>③民間団体</p>
<p>4 研修対象者</p> <p>がん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師を対象とする。また、これらの医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者も、参</p>	<p>4 研修対象者</p> <p>がん診療に携わる全ての医師・歯科医師を対象とする。なお、その他の医療従事者の参加は妨げない。特に3の(1)の①及び②に該当する施設にお</p>

<p><u>加することが望ましい。</u></p> <p>特に3(1)及び3(2)②に該当する施設においては、<u>自施設のがん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師(当該施設の病院長等の幹部を含む)が、緩和ケア研修会を受講すべきである。</u></p> <p>また、3(1)及び3(2)②に該当する施設が連携する在宅療養支援診療所・病院及び緩和ケア病棟を有する病院の全ての医師・歯科医師が緩和ケア研修会を受講することが望ましい。</p>	<p>いては自施設のがん診療に携わる全ての医師・歯科医師が緩和ケア研修会を受講すること。<u>また、当該施設の病院長等の幹部も緩和ケア研修会を受講すること。</u></p>
<p>5 緩和ケア研修会の開催指針</p>	<p>5 緩和ケア研修会の開催指針</p>
<p>(1) 緩和ケア研修を行う上で設置する者について</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>①e-learning については次に掲げる者を設置する。</u></p> <p>ア e-learning 管理責任者</p> <p><u>e-learning 管理責任者は、e-learning の運用、管理について責任を持つ者のことをいい、1名以上設置すること。</u></p> <p><u>②集合研修については次に掲げる者を設置すること。</u></p> <p>ア 集合研修主催責任者</p> <p><u>集合研修主催責任者とは、集合研修を主催する責任者のことをいい、1名以上設置すること。ただし、イの集合研修企画責任者が兼務しても差し支えはない。</u></p> <p>イ 集合研修企画責任者</p> <p><u>集合研修企画責任者とは、集合研修の企画、運営、進行及び講義等を行う責任者のことをいい、1名以上設置すること。</u></p> <p><u>集合研修企画責任者は、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」、厚生労働省委託事業である緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会(以下「緩和ケア</u></p>	<p>(1) 緩和ケア研修会の実施担当者について</p> <p><u>次に掲げる者で構成される実施担当者が緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行うこと。</u></p> <p>① 研修会主催責任者</p> <p><u>研修会主催責任者は、緩和ケア研修会を主催する責任者であり、1名以上であること。ただし、②の研修会企画責任者が兼務しても差し支えないこと。</u></p> <p>② 研修会企画責任者</p> <p><u>研修会企画責任者は、緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行う責任者であり、1名以上であること。</u></p> <p><u>研修会企画責任者は、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会を修了した者(以下「緩和ケア</u></p>

指導者研修会修了者」という。)、若しくは平成 29 年度以降の厚生労働省委託事業である「精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」のいずれかを修了した者(以下「精神腫瘍学指導者研修会修了者」という。)であること。

または、国立がん研究センター主催の「精神腫瘍学の基本教育のための都道府県指導者研修会」、若しくは平成 28 年度までの厚生労働省の委託事業である「精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」のいずれかを修了した者(当該者も「精神腫瘍学指導者研修会修了者」に含む。)であって、集合研修企画責任者のための講習を修了した者であること。

集合研修企画責任者は、患者会をはじめとする患者やその家族の意向を十分に反映させ、地域のニーズを研修会の運用に役立てることとする。また、集合研修企画責任者は、集合研修の参加者が e-learning を実施した際の内容等を集合研修の企画における参考にすることが望ましい。ただし、規定するプログラムの変更を行ってはならない。

ウ 集合研修協力者

集合研修協力者とは、集合研修主催責任者又は集合研修企画責任者が集合研修に協力する能力を有するものと判断した者であって、集合研修企画責任者が行う企画、運営、進行及び講義等に協力する者のことをいい、(2) ② (ii) イの 1 グループ当たり 1 名以上設置すること。

なお、集合研修協力者が(2) ③ (i) クに関する講義等を行う場合には、精神腫瘍学指導者研修会修了者が、がん告知に関する経験が豊富な緩和ケア指導者研修会修了者と共に行うことが望ましい。

指導者研修会修了者」という。)であること。

研修会企画責任者は、患者会をはじめとする患者やその家族の意向を十分に反映するため、合同検討会議等を開催し、患者の声を積極的に取り入れ、地域のニーズを研修会の運用に役立てること。ただし、規定するプログラムの変更は行わないこと。

③ 研修会協力者

研修会協力者は、研修会主催責任者が緩和ケア研修会に協力する能力を有するものと判断した者であって、研修会企画責任者が行う企画、運営、進行及び講義等に協力する者であり、(2) の②のウの 1 グループ当たり 1 名程度以上であること。

なお、研修会協力者が(2) の③のエ及びオに関する講義を行う場合には、当該研修協力者は、国立がん研究センター主催の「精神腫瘍学の基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会を修了した者であることが望ましい。また、(2) の③のオに関する講義を行う場合には、が

<p>エ 集合研修事務担当者 <u>集合研修事務担当者とは、緩和ケア研修会の事務を担当し、e-learning 修了者の把握や確認、集合研修の募集、e-learning システムへの出入力、国や都道府県との緩和ケア研修会に関する事務を行う。ただし、ウの集合研修協力者が兼務しても差し支えはない。</u></p> <p>(2) 緩和ケア研修会のプログラムについて 緩和ケア研修会の内容については、「緩和ケア研修会標準プログラム」(別添1)に準拠したものとする。</p> <p>① 緩和ケア研修会の開催期間等 <u>e-learning は(別添1)(1)に示される内容及び構成に準拠していれば必要時間は問わない。また、集合研修は、原則5時間30分以上を基本とし、2日以内で行わなければならない。</u></p> <p>② 緩和ケア研修会の形式・要件 <u>(i) e-learning については、次に掲げる形式・要件を満たすこととする。</u></p> <p>ア <u>受講者の能動的な学習姿勢を促すインタラクティブな講義であること。</u></p> <p>イ <u>科目については、(別添1)で示される、全ての受講者において修了が必要な必修科目と受講生の学習ニーズに応じて選択が可能な選択科目で構成されること。</u></p> <p>ウ <u>受講者の選択科目、プレテストの結果等を集合研修に活かせるよう集合研修企画責任者等に情報提供が可能で</u></p>	<p>ん告知の経験が豊富な緩和ケア指導者研修会修了者と共に行うことが望ましい。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 緩和ケア研修会のプログラムについて 緩和ケア研修会の内容については、「緩和ケア研修会標準プログラム」(別添1)に準拠したものである<u>こと。</u></p> <p>① 緩和ケア研修会の開催期間 <u>原則として、緩和ケア研修会の開催期間は、2日以上で開催し、実質的な研修時間の合計は12時間以上であること。</u></p> <p>② 緩和ケア研修会の形式 <u>緩和ケア研修会は、講義形式の研修に加えて、ワークショップ形式の研修も実施し、次に掲げる要件を満たすこと。また、プレ・ポストテスト等参加者の知識を確認する内容を組み込み、プログラム評価の参考にする<u>こと。</u></u></p>
--	---

<p><u>あること。</u></p> <p>エ <u>がん等の診療に関わる全ての医療従事者の受講が可能であること。</u></p>	
<p>(ii) <u>集合研修については、次に掲げる形式・要件を満たすこととする。</u></p>	
<p>ア <u>実地に活かせる知識や技術、態度の習得を目的としてグループ演習、ロールプレイングによる演習を含めたワークショップを行うこと。</u></p>	<p>ア <u>講義の終了後は、実地に活かせる知識の習得を目的として、症例等を用いた演習と討論（以下「グループ演習」という。）を含むワークショップを行うこと。</u></p>
<p>イ <u>ワークショップは、グループ演習は4名以上10名以下、ロールプレイングによる演習は2名以上4名以下のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。</u></p>	<p>イ <u>知識や技能を効果的に修得できるよう、緩和ケア研修会の内容に応じて、ワークショップの中でグループ演習としてロールプレイングによる演習を行うこと。</u></p> <p>ウ <u>ワークショップは、原則として6名から10名程度のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。</u></p>
<p>③ <u>緩和ケア研修会の内容</u></p>	<p>③ <u>緩和ケア研修会の内容</u></p> <p><u>緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていること</u></p>
<p>(i) <u>緩和ケア研修会は、次に掲げる内容を含むものとする。</u></p>	<p>ア <u>苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について</u></p>
<p>ア <u>患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケア（がんと診断された時からの緩和ケアについての説明を含む）</u></p>	<p>イ <u>がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について（放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること）</u></p>
<p>イ <u>苦痛のスクリーニングと、その結果に応じた症状緩和及び専門的な緩和ケアへのつなぎ方</u></p>	<p>ウ <u>呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケア</u></p>
<p>ウ <u>がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした、疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法（医療用麻薬に関する誤解を踏まえた上で、多様化する医療用麻薬の使用上の注意点、副作用やその対策への説明、医療用麻薬の提供における多職種役割、</u></p>	<p>ア <u>不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的的症状に対する緩和ケア</u></p> <p>オ <u>がん緩和ケアにおけるコミュニケーション</u></p> <p>カ <u>がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通</u></p>

<p><u>専門的な緩和ケア（緩和的放射線や神経ブロック等）への 依頼の要点を含む</u></p> <p>エ <u>呼吸困難等の身体的苦痛に対する緩和ケア（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和を含む）</u></p> <p>オ <u>消化器症状等の身体的苦痛に対する緩和ケア（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和を含む）</u></p> <p>カ <u>不安、抑うつ等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア</u></p> <p>キ <u>せん妄等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア</u></p> <p>ク <u>がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーション（患者への悪い知らせの伝え方、がん等と診断された時から行われる当該患者の治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定を支援することを含む）</u></p> <p>ケ <u>がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実際について</u></p> <p>コ <u>人生の最終段階における支援（アドバンス・ケア・プランニング、家族の悲嘆や介護体験等への理解、看取りのケア、遺族に対するグリーフケアも学ぶことを含む）</u></p> <p>(ii) <u>また、次に掲げる内容を学ぶことができるものとする。</u></p> <p>サ <u>がん以外に対する緩和ケア</u></p> <p>シ <u>疼痛、呼吸困難、消化器症状以外の身体的苦痛に対する緩和ケア</u></p> <p>ス <u>不安、抑うつ、せん妄以外の精神心理的苦痛に対する緩和ケア</u></p> <p>セ <u>緩和的放射線治療や神経ブロック等の専門的な緩和ケア</u></p> <p>ソ <u>社会的苦痛の緩和ケア（就業や経済的負担等）</u></p>	<p>しについての説明について</p> <p>キ <u>患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて</u></p> <p>ク <u>がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実際について</u></p>
---	---

<p>6 緩和ケア研修会の修了証書</p> <p>(1) e-learning 修了証書の交付について</p> <p><u>e-learning を修了したのちに、e-learning 管理責任者は、(様式1)に準拠した e-learning 修了証書を画面上に表示させる。当該修了者は、これを印刷することで修了の交付を受ける。集合研修の受講希望者は、集合研修の申し込みの際は、印刷した e-learning 修了証書を集合研修事務担当者へ送付しなければならない。集合研修事務担当者は、送付された e-learning 修了証書の交付日が集合研修の予定日から2年以内であることを確認しなければならない。</u></p> <p>(2) 修了証書の交付について</p> <p><u>緩和ケア研修会 (e-learning 及び集合研修) を修了した医師・歯科医師に対して、(様式2)に準拠した修了証書を交付すること。</u></p> <p>(3) 緩和ケア研修会修了証書の発行手順等について</p> <p>① <u>集合研修事務担当者は、集合研修開催の2か月前までに、(様式3)の確認依頼書、(様式4)の実施担当者一覧表及び(様式5)の集合研修進行表を、都道府県がん対策担当課まで提出すること。</u></p> <p>② <u>都道府県がん対策担当課は、確認依頼書及び関係書類から当該集合研修が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、集合研修の1か月前までに関係書類を厚生労働省健康局がん・疾病対策課(以下「がん・疾病対策課」という。)まで提出すること。</u></p> <p>③ <u>当該集合研修が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであることをがん・疾病対策課が確認した場合には、その旨を当該都道府県に連絡すること。</u></p>	<p>6 緩和ケア研修会の修了証書</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 修了証書の交付について</p> <p><u>緩和ケア研修会を修了した医師・歯科医師(以下「緩和ケア研修修了医」という。)に対して、様式1に準拠した修了証書及び修了者バッジを交付すること。</u></p> <p>(2) 修了証書の発行手順等について</p> <p>① <u>一般型研修会を実施する場合</u></p> <p>ア <u>研修会主催責任者は、一般型研修会開催の2か月前までに、様式2の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。</u></p> <p>イ <u>都道府県がん対策担当課は、当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、緩和ケア研修会の1か月前までに関係書類を厚生労働省健康局がん・疾病対策課(以下「がん・疾病対策課」という。)まで提出すること。</u></p> <p>ウ <u>当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであるとがん・疾病対策課が確認した場合には、その旨を当該都道府県に連絡すること。</u></p>
--	--

<p>④ 集合研修事務担当者は、集合研修の終了後速やかに、集合研修の修了の登録及びポストテストの結果を e-learning システムに入力すること。</p> <p>⑤ 集合研修事務担当者は、集合研修の終了後速やかに、(様式6)の修了報告書及び(様式7)の集合研修修了者名簿を作成すること。また、医師・歯科医師においては e-learning 修了証書及び(様式2)に準拠した修了証書に、参加者の氏名、集合研修の名称等を記載し、集合研修主催責任者の印を押印した上で、それぞれ都道府県がん対策担当課を通じて、がん・疾病対策課まで提出すること。がん・疾病対策課は、提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で集合研修主催責任者に返却すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>エ 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会の終了後速やかに、少なくとも次に掲げる項目を含む一般型緩和ケア研修会報告書を作成するとともに、様式1に準拠した修了証書に、参加者の氏名、緩和ケア研修会の名称等を記載し、研修会主催責任者の印を押印した上で、それぞれ都道府県がん対策担当課を通じて、がん・疾病対策課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で研修会主催責任者に返却するものであること。なお、修了者バッジについては、原則として修了証書を返却する際に交付するものとする。</p> <p>(ア) 一般型緩和ケア研修会の名称</p> <p>(イ) 主催者、共催者、後援者等の名称</p> <p>(ウ) 開催日及び開催地</p> <p>(エ) 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属</p> <p>(オ) 修了者の人数、氏名及び所属・所属科(氏名及び所属・所属科を公開することについての本人の同意の可否を含む。)</p> <p>(カ) 一般型緩和ケア研修会における合同検討会議等の開催状況及び内容</p> <p>② 単位型研修会を実施する場合</p> <p>ア 都道府県は、単位型研修会の実施に当たっては、単位型研修会のプログラムの組み合わせや単位の割付、単位型研修会の開催スケジュール等に関する案を作成し、がん・疾病対策課まで提出の上、「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠しているか確認を得ること。</p>
--	---

	<p><u>イ 研修会主催責任者は、単位型研修会開催の2か月前までに、様式3の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。</u></p> <p><u>ウ 都道府県がん対策担当課は、当該単位型研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、その旨を研修会主催責任者に連絡すること。</u></p> <p><u>エ 都道府県知事が「緩和ケア研修会標準プログラム」に定める全ての単位を修了したと認めた医師については、様式4に準拠した修了報告書に関係書類を添えると同時に、様式1に準拠した修了証書に、当該医師の氏名等を記載し、都道府県知事の印を押印した上で、がん・疾病対策課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で都道府県に返却するものであること。なお、修了者バッジについては、原則として修了証書を返却する際に交付するものとする。</u></p> <p><u>オ 都道府県がん対策担当課は、定期的に、少なくとも次に掲げる項目を含む単位型緩和ケア研修会報告書を作成し、修了者の人数と併せて、がん・疾病対策課まで報告すること。</u></p> <p><u>(ア) 単位型緩和ケア研修会の名称</u></p> <p><u>(イ) 主催者、共催者、後援者等の名称</u></p> <p><u>(ウ) 開催日及び開催地</u></p> <p><u>(エ) 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属</u></p> <p><u>(オ) 各単位型緩和ケア研修会の参加者の人数、氏名及び所属</u></p> <p><u>(カ) 全ての単位を修了したと認めた医師の人数、氏名及び所属・所属科（氏名及び所属・所属科を公開することについての本人の同意の可否を含む。）</u></p>
--	---

<p>7 その他</p> <p>(1) 緩和ケア研修会への参加機会の確保等</p> <p>都道府県は、都道府県健康対策推進事業実施要綱に基づくがん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業を活用して、がん診療連携拠点病院が実施主体の集合研修の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の集合研修を支援することにより、がん等の診療に携わる医師の緩和ケア研修会への参加機会を確保に努めること。また、当該都道府県内で開催される緩和ケア研修会について、広報等により、がん等の診療に携わる医師・歯科医師等（特になん診療連携拠点病院・特定領域がん診療連携拠点病院・地域がん診療病院、当該病院と連携する医療機関等の医師・歯科医師等、及び緩和ケア病棟を有する病院の医師・歯科医師等）に広く周知されるように努めなければならない。</p> <p>(2) 緩和ケア研修会の開催の促進</p> <p>① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、集合研修企画責任者又は集合研修協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供を行うこと。</p> <p>② 都道府県は、集合研修企画責任者を育成するため、厚生労働省委託事業である「緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会」又は「精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」に、がん診療連携拠点病院等において緩和ケアに携わる医師が参加できるよう努めること。</p>	<p>(キ) 単位型緩和ケア研修会における合同検討会議等の開催状況及び内容</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 緩和ケア研修会への参加機会の確保等</p> <p>都道府県は、厚生労働省が別途定める都道府県健康対策推進事業実施要綱に基づくがん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業を活用し、緩和ケア研修会を実施するとともに、厚生労働省が別途定めるがん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づくがん診療連携拠点病院機能強化事業を活用し、がん診療連携拠点病院が実施主体の緩和ケア研修会の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の緩和ケア研修会を支援することにより、がん診療に携わる医師の緩和ケア研修会への参加機会を確保すること。また、当該都道府県において開催される緩和ケア研修会について、広報等により、がん診療に携わる医師に広く周知されるように努めること。</p> <p>(2) 緩和ケア研修会の開催の促進</p> <p>① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、研修会企画責任者又は研修会協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供すること。</p> <p>② 都道府県は、研修会企画責任者を育成するため、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会に、がん診療連携拠点病院等において緩和ケアに携わる医師が参加できるように努めること。</p>
--	---

<p>(3) 実績報告</p> <p>都道府県は、<u>がん・疾病対策課の求めがあった際は、当該都道府県において開催された都道府県、がん診療連携拠点病院及び民間団体が実施した集合研修の修了者数その他の実績を同課に報告しなければならない。</u></p> <p>(4) 緩和ケア研修の継続</p> <p>緩和ケア研修会を修了した医療従事者は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を <u>e-learning</u> を利用するなどして継続的に修得していくよう努めることとする。</p> <p style="text-align: right;">別添 1</p> <p style="text-align: center;">緩和ケア研修会標準プログラム</p> <p>緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定めるとおりとする。</p> <p><u>(1) e-learning について</u></p> <p><u>e-learning を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこととする。必修科目に関しては、受講者全員が受けることとし、選択科目に関しては、受講者の学習ニーズに応じて選択可能とする。研修内容の順序については問わない。</u></p> <p><u>(i) 必修科目</u></p> <p>① 患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケア <u>(がんと診断された時からの緩和ケアについての説明を含む)</u></p> <p>② 苦痛のスクリーニングと、その結果に応じた症状緩和及び専門的な緩和ケアへのつなぎ方</p>	<p>(3) 実績報告</p> <p>都道府県は、がん・疾病対策課の求めに応じて、当該都道府県において開催された都道府県、がん診療連携拠点病院及び民間団体が<u>実施主体の一般型緩和ケア研修会及び単位型緩和ケア研修会の修了者数その他の実績をがん・疾病対策課に報告すること。</u></p> <p>(4) 緩和ケア研修の継続</p> <p>緩和ケア研修修了医は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を継続的に習得していくこと。</p> <p style="text-align: right;">別添 1</p> <p style="text-align: center;">緩和ケア研修会標準プログラム</p> <p>緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定める。<u>なお、一般型研修会及び単位型研修会の選択については、それぞれの利点があることから、都道府県と協議し、開催方法を選択すること。</u></p> <p><u>(1) 一般型研修会を実施する場合について</u></p> <p><u>緩和ケア研修会を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。また、研修内容の順序については、特に制限するものではないが、研修が効果的に行われるように配慮すること。</u></p> <p>①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について</p> <p>②がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について</p>
--	---

<p>③ <u>がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法（医療用麻薬に関する誤解を踏まえた上で、多様化する医療用麻薬の使用上の注意点、副作用やその対策への説明、医療用麻薬の提供における多職種への役割、専門的な緩和ケア（緩和的放射線や神経ブロック等）への依頼の要点を含む）</u></p> <p>④ <u>呼吸困難等の身体的苦痛に対する緩和ケア（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和を含む）</u></p> <p>⑤ <u>消化器症状等の身体的苦痛に対する緩和ケア（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和を含む）</u></p> <p>⑥ <u>不安、抑うつ等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア</u></p> <p>⑦ <u>せん妄等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア</u></p> <p>⑧ <u>がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーション（患者への悪い知らせの伝え方、がん等と診断された時から行われる当該患者の治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定を支援することを含む）</u></p> <p>⑨ <u>がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実際について</u></p> <p>⑩ <u>人生の最終段階における支援（アドバンス・ケア・プランニング、家族の悲嘆や介護体験等への理解、看取りのケア、遺族に対するグリーフケアも学ぶことを含む）</u></p>	<p>て：90分以上</p> <p><u>（放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること）</u></p> <p>③ <u>がん疼痛についてのワークショップ：180分以上</u></p> <p><u>ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。</u></p> <p>ア <u>グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方</u></p> <p>イ <u>ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明について</u></p> <p><u>の演習（「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等）</u></p> <p>④ <u>呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含むこと）</u></p> <p>⑤ <u>不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケアについて</u></p> <p>⑥ <u>患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと）</u></p> <p>⑦ <u>がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと）</u></p> <p>⑧ <u>がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ（ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習）（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと）：90分以上</u></p>
<p>(ii) 選択科目（選択科目のうち、2項目以上を学習すること）</p> <p>⑪ <u>がん以外に対する緩和ケア</u></p> <p>⑫ <u>疼痛、呼吸困難、消化器症状以外の身体的苦痛に対する緩和ケア</u></p>	

<p>⑬ <u>不安、抑うつ、せん妄以外の精神心理的苦痛に対する緩和ケア</u></p> <p>⑭ <u>緩和的放射線治療や神経ブロック等の専門的な緩和ケア</u></p> <p>⑮ <u>社会的苦痛に対する緩和ケア（就業や経済的負担等）</u></p> <p>(2) <u>集合研修について</u></p> <p>集合研修は、e-learning 修了後2年以内に受講することができる。 集合研修を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含まなければならない。また、研修の順序については問わないが、2日以内に実施し、研修が効果的に行われるように配慮すること。</p> <p>① <u>e-learning で学習した内容の復習及び質問等：45分以上</u></p> <p>② <u>グループ演習による症例検討：180分以上</u></p> <p>ア <u>身体的苦痛に対する症状緩和について（精神心理的苦痛、社会的苦痛への配慮を含む）</u></p> <p>イ <u>地域連携について（療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアを含む）</u></p> <p>③ <u>ロールプレイングによる演習：90分以上</u></p> <p>ア <u>がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーションについて（患者への悪い知らせの伝え方、がん等と診断された時から行われる当該患者の治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定を支援することを含む）</u></p> <p>④ <u>がん体験者やケア提供者等からの講演、又は集合研修の実施主体や実施主体と連携する施設等において取り組まれているがん患者等への支援について：15分以上</u></p>	<p>⑨ <u>がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実際について</u></p> <p>⑩ <u>その他</u></p> <p><u>研修会企画責任者は、次に掲げる項目から、参加者の特性や地域の状況を踏まえつつ学習項目を選択し、研修内容に取り入れること。</u></p> <p>ア <u>身体的苦痛の緩和（倦怠感、食欲不振等）</u></p> <p>イ <u>精神心理的苦痛の緩和（不眠等）</u></p> <p>ウ <u>社会的苦痛の緩和（就業や経済負担等）</u></p> <p>エ <u>家族のケア</u></p> <p>オ <u>がん体験者やケア提供者等からの講演</u></p>
--	---

	<p>(2) 単位型研修会を実施する場合について</p> <p><u>単位型研修会の1単位については、1.5時間以上とし、8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。</u></p> <p><u>都道府県は、各単位の内容を定めるに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。</u></p> <p><u>研修が効果的に行われるように配慮した上で、各単位の内容を定めること。</u></p> <p>① <u>苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について：0.5単位以上</u></p> <p>② <u>がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について（放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること）：1単位以上</u></p> <p>③ <u>がん疼痛についてのワークショップ：2単位以上</u></p> <p><u>ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。</u></p> <p><u>ア グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方</u></p> <p><u>イ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習（「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等）</u></p> <p>④ <u>呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含むこと）：0.5単位以上</u></p> <p>⑤ <u>不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケアについて：0.5単位以上</u></p> <p>⑥ <u>患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて（がんと診断された</u></p>
--	--

	<p><u>時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)：0.5単位以上</u></p> <p><u>⑦がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)：0.5単位以上</u></p> <p><u>⑧がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ(ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習)(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)：1単位以上</u></p> <p><u>⑨がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実際について：0.5単位以上</u></p> <p><u>⑩その他</u></p> <p><u>都道府県は、次に掲げる項目から地域の状況を踏まえつつ、学習項目を選択し、研修内容に取り入れること。</u></p> <p><u>ア 身体的苦痛の緩和(倦怠感、食欲不振等)</u></p> <p><u>イ 精神心理的苦痛の緩和(不眠等)</u></p> <p><u>ウ 社会的苦痛の緩和(就業や経済負担等)</u></p> <p><u>エ 家族のケア</u></p> <p><u>オ がん体験者やケア提供者等からの講演</u></p>
--	---

様式1 (新設)

e-learning 修了証書

(参加者の氏名)

(ID)

あなたは、厚生労働省が定める緩和ケア研修会 (e-learning) の受講を修了したことを証します。

(選択科目)

平成 年 月 日

(e-learning 管理責任者名)

<p style="text-align: right;">様式 2</p> <p>第 号</p> <p style="text-align: center;">修了証書</p> <p style="text-align: center;">(参加者の氏名)</p> <p>あなたは、(集合研修の名称) を修了したことを証します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(主催者名) 印</p>	<p style="text-align: right;">様式 1</p> <p>第 号</p> <p style="text-align: center;">修了証書</p> <p style="text-align: center;">(参加者の氏名)</p> <p>あなたは、(緩和ケア研修会の名称) を修了したことを証します</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(主催者名) 印</p>
<p>(集合研修の名称) 主催者殿</p> <p>本研修は「がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)にのっとり、緩和ケア研修会を修了したものであると認めます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省健康局長 (健康局長名) 印</p>	<p>(緩和ケア研修会の名称) 主催者殿</p> <p>本研修会は「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)にのっとり、緩和ケア研修会を修了したものであると認めます</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省健康局長 (健康局長名) 印</p>

様式 3	様式 2
平成 年 月 日	平成 年 月 日
厚生労働省健康局長 殿	厚生労働省健康局長 殿
(主催者名) 印	(主催者名) 印
確認依頼書	確認依頼書
<p>下記の緩和ケア研修会 <u>(集合研修)</u> として、「<u>がん等の診療に携わる医師に</u> 対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)に準拠した内容であることの確認を依頼します。なお、下記に記載された以外の点については、同指針に準拠した内容であることを主催者が確認しています。</p>	<p>下記の緩和ケア研修会について、<u>一般型研修会</u>として、「<u>がん診療に携わる</u> 医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)に準拠した内容であることの確認を依頼します。なお、下記に記載された以外の点については、同指針に準拠した内容であることを主催者が確認しています。</p>
記	記
<p>1 <u>集合研修</u>の名称：</p> <p>2 主催者等</p> <p>(1) 主催者：</p> <p>(2) 共催者、後援者等：</p> <p>3 開催日及び開催地</p> <p>(1) 開催日： 平成 年 月 日 (実質的な研修時間： 時間)</p> <p>(2) 開催地： 都道府県 市</p> <p>4 集合研修の実施担当者</p>	<p>1 <u>緩和ケア研修会</u>の名称：</p> <p>2 主催者等</p> <p>(1) 主催者：</p> <p>(2) 共催者、後援者等：</p> <p>3 開催日及び開催地</p> <p>(1) 開催日： 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (実質的な研修時間： 時間)</p> <p>(2) 開催地： 都道府県 市</p> <p>4 緩和ケア研修会の実施担当者</p>

<p>(1) <u>集合研修</u>主催責任者数： 名</p> <p>(2) <u>集合研修</u>企画責任者数： 名</p> <p>(3) <u>集合研修</u>協力者数： 名</p> <p><u>(4) 集合研修事務担当者数</u>： 名</p> <p><u>(5) 集合研修の実施担当者の所属、氏名、職種</u>： <u>様式4</u>のとおり</p> <p>5 参加者</p> <p>(1) 予定参加者数： 名</p> <p>(2) 参加者の要件：</p> <p>(3) <u>グループ演習</u>におけるグループごとの人数： 名から 名まで</p> <p>(4) <u>ロールプレイングによる演習</u>におけるグループごとの人数： <u>名か</u> <u>ら 名まで</u></p> <p>6 <u>集合研修進行表</u>： <u>(様式5)</u>のとおり</p>	<p>(1) 研修会主催責任者数： 名</p> <p>(2) 研修会企画責任者数： 名</p> <p>(3) 研修会協力者数： 名</p> <p><u>(4) 緩和ケア研修会の実施担当者の所属、氏名及び経歴</u>： <u>別添1</u>のとおり</p> <p>5 参加者</p> <p>(1) 予定参加者数： 名</p> <p>(2) 参加者の要件：</p> <p>(3) <u>ワークショップ及びグループ演習</u>におけるグループごとの人数： <u>名程度から 名程度まで</u></p> <p>6 <u>緩和ケア研修会進行表</u>： <u>別添2</u>のとおり</p>
--	--

様式3

平成 年 月 日

(都道府県知事) 殿

(主催者名) 印

確認依頼書

下記の緩和ケア研修会について、単位型研修会として、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)に準拠した内容であることの確認を依頼します。なお、下記に記載された以外の点については、同指針に準拠した内容であることを主催者が確認しています。

記

1 緩和ケア研修会の名称：

2 緩和ケア研修会の内容：

3 主催者等

(1) 主催者：

(2) 共催者、後援者等：

4 開催日及び開催地

(1) 開催日： 平成 年 月 日

(実質的な研修時間： 時間)

	<p>(2) 開催地： 都道府県 市</p> <p>5 緩和ケア研修会の実施担当者</p> <p>(1) 研修会主催責任者数： 名</p> <p>(2) 研修会企画責任者数： 名</p> <p>(3) 研修会協力者数： 名</p> <p>(4) 緩和ケア研修会の実施担当者の所属、氏名及び経歴：別添1のとおり</p> <p>6 参加者</p> <p>(1) 予定参加者数： 名</p> <p>(2) 参加者の要件：</p> <p>(3) ワークショップ及びグループ演習におけるグループごとの人数： 名程度から 名程度まで</p> <p>7 緩和ケア研修会進行表：別添2のとおり</p> <p>(新設)</p>
--	--

様式 4

集合研修実施担当者一覧表

実施担当者の区分	氏名	所属	職種	指導者研修の受講年度と種別
集合研修主催責任者				
集合研修企画責任者				
集合研修協力者				
集合研修事務担当者				

(新設)

様式 5

集合研修進行表

集合研修の名称：

プログラム

開始時間	終了時間	所要時間	内容	対応する開催指針の項目番号	担当者

テストを含む 総集合研修時間	
-------------------	--

	<p style="text-align: right;">様式 4</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省健康局長 殿</p> <p style="text-align: right;">(都道府県知事) 印</p> <p style="text-align: center;">修了報告書</p> <p>下記の医師について、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)に準拠した<u>緩和ケア研修会(単位型研修会)</u>を修了したことを報告します。</p> <p style="text-align: center;">様式 6</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>厚生労働省健康局長 殿</p> <p style="text-align: center;">(主催者名) 印</p> <p style="text-align: center;">修了報告書</p> <p>下記の医師について、「がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)に準拠した<u>緩和ケア研修会(集合研修)</u>を修了したことを報告します。</p>	<p><u>緩和ケア研修会修了者について</u></p> <p>(1) 修了者数： 名</p> <p>(2) 修了者の所属・所属科及び氏名：別添1のとおり</p> <p>(3) 修了者の単位型研修会の修了状況：別添2のとおり</p> <p>(4) 修了者の所属・所属科及び氏名を公開することについての本人確認に基づく可否：別添3のとおり</p>

記

1 集合研修の名称：

2 主催者等

(1) 主催者：

(2) 共催者、後援者等：

3 開催日及び開催地

(1) 開催日： 平成 年 月 日

(実質的な研修時間： 時間)

(2) 開催地： 都道府県 市

4 集合研修の実施担当者

(1) 集合研修主催責任者：

(2) 集合研修企画責任者：

(3) 集合研修事務担当者：

5 集合研修の修了者

(1) 修了者の人数： 名 (医師・歯科医師 名、それ以外の職種名)

(2) 氏名、医籍登録番号、所属、所属科、職種：(様式7) のとおり

緩和ケアの更なる推進について今後検討すべき課題について

- 今後、以下の点について検討することが求められるのではないか。
 - 今後の緩和ケア研修会について
 - 診療連携拠点病院以外の病院や在宅緩和ケアなどの提供体制について
 - 緩和ケアの質の評価について
 - 支持療法について
 - がん患者の自殺について
 - その他疾病を含めた緩和ケアのあり方について（循環器疾患における緩和ケアの議論を受け、その他疾病の緩和ケアへの応用について等）

がん等における緩和ケアのさらなる推進に関する検討会
における議論の整理（平成28年12月）

第3期がん対策基本計画案（案）（平成29年6月）より引用 1